

診療報酬(検体検査関連)についてのお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省保険局医療課長発通知(令和3年3月18日付・保医発0318第1号・令和3年3月18日適用)により、下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

謹白

◎参照する退院基準が変更された検査項目

項目名	保険点数	区分
SARS-CoV-2 核酸検出	1,800点 (検査委託) 1,350点 (検査委託以外)	区分番号「D023」 微生物核酸同定・定量検査 (微生物学的検査)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」(令和3年2月25日健感発0225第1号)

※参照する退院基準が下線の通知に変更されました。

●検査のご依頼については、弊社営業担当にご相談ください。

◎新たに測定方法が追加された検査項目

項目名	保険点数	区分
SARS-CoV-2 抗原検出	600点	区分番号「D012」 感染症免疫学的検査 (免疫学的検査)

SARS-CoV-2(新型コロナウイルスをいう。以下同じ。)抗原検出は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、～(中略)

COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記の点数を1回に限り算定する。

ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかない場合は、上記の点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

上記に加え、COVID-19の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として化学発光酵素免疫測定法(定量)又は電気化学発光免疫測定法(定量)によるSARS-CoV-2抗原検出を実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」(令和3年2月25日健感発0225第1号)の「第1退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記の点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(23)～(48) (略)

※下線部の測定方法が追加され、参照する退院基準は下線の通知に変更されました。

●弊社受託未定